

## 公共工事代金債権信託制度の導入について

平成29年4月より中小・中堅建設業者の新たな資金調達の道を開くことにより、安定した施工や工事品質の向上を図ることを目的とし、公共工事代金債権信託制度を導入する。

### 1 公共工事代金債権信託制度とは

区から公共工事を受注、施工している中小・中堅元請建設業者が、区の承諾を得て当該未完工事に係る請負代金債権を新銀行東京に譲渡することにより、同行から運転資金を調達することができる制度である。

本制度により、中小・中堅元請建設業者は、工事の施工過程で資金調達が可能となり、下請企業への工事代金支払いなど、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図ることができる。

### 2 対象工事

区が債権の譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当するものとする。

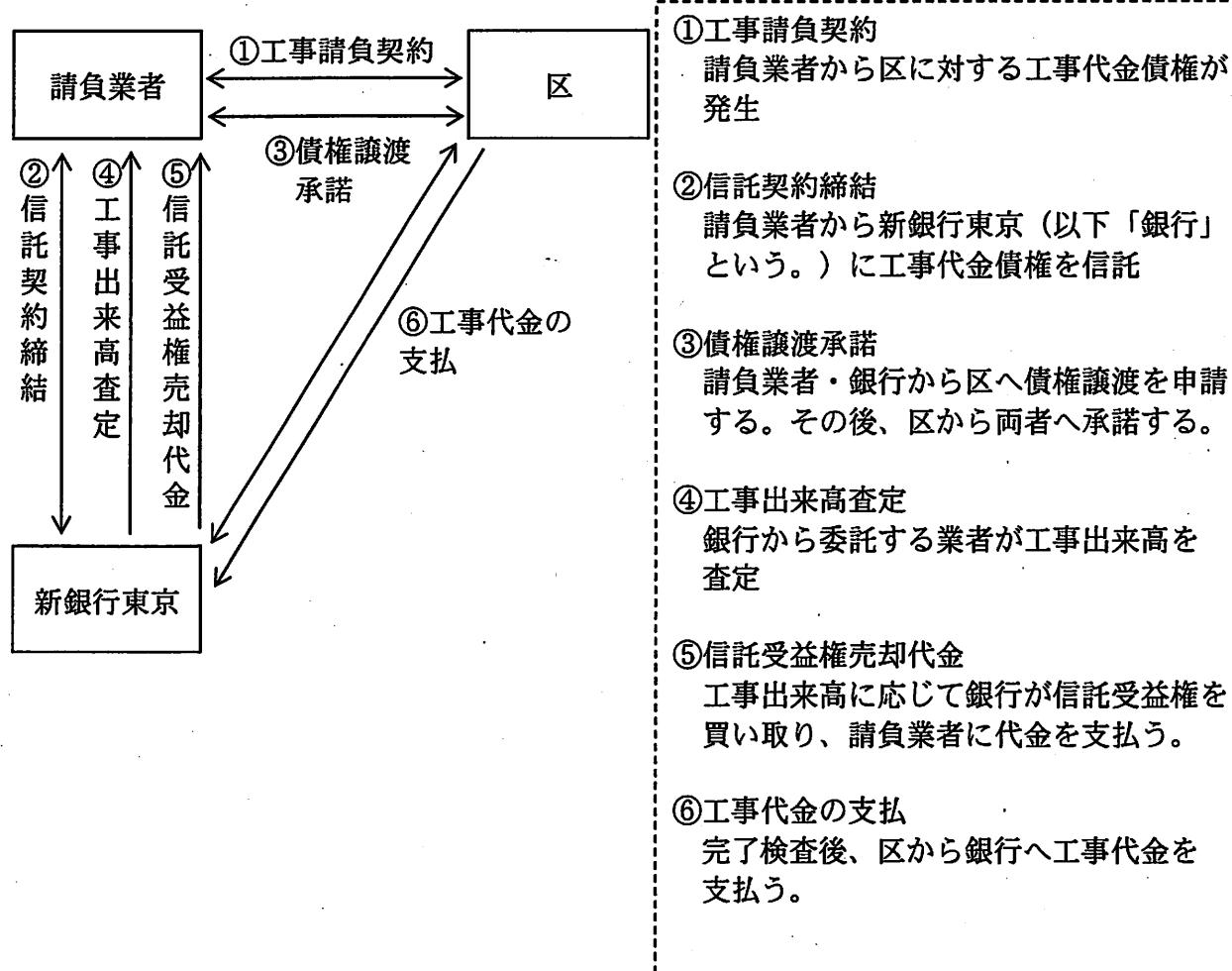
- (1) 請負金額が1,000万円以上の工事であること。
- (2) 対象工事の進捗率が、前払金相当割合を超えてのこと。
- (3) 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間以上の工事であること。

### 3 利用できる請負業者

区から公共工事を受注・施工している元請業者で、以下の条件を満たす業者とする。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項（建設業で資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人。）に定める中小企業者であること。
- (2) 中小企業者以外のものであって、かつ当該工事の履行に関し、中小企業者に対する支払計画があること。
- (3) 破産、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立等をしていないことなど。

#### 4 制度概要図



#### 5 周知方法

- (1) 区ホームページへの掲載
- (2) 区内業者宛ての個別通知
- (3) 区内業者向けの説明会の開催

#### 6 制度の導入開始日（予定）

平成29年4月1日

以上